

2. 報告事項

(1) 定期予防接種業務の変遷について(平成18年度以降)

年 度	内 容
平成18年4月	・麻しん風しんワクチンの接種回数が2回になる
平成20年4月	・麻しん風しん接種対象者に中学1年生相当及び高校3年生相当の年齢の者を追加
平成23年3月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン緊急促進事業開始
平成24年9月 11月	・不活化ポリオワクチン開始 ・四種混合ワクチン開始
平成25年3月	・麻しん風しん中学1年、高校3年相当年齢の5年間の時限措置終了
平成25年4月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン定期接種化
平成25年6月	・子宮頸がんワクチン積極的推奨中止
平成25年11月	・小児の肺炎球菌ワクチン7価から13価に変更
平成26年10月	・水痘ワクチン定期接種開始 ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種開始
平成27年3月	・水痘の定期接種における特例対象者について、平成26年度末をもって終了する ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種における特例対象者のうち、平成26年3月31日において100歳以上の者について平成26年度末をもって特例措置を終了
平成27年	・インフルエンザワクチン製造株3価から4価に変更
平成28年4月 10月	・北海道が「予防接種を行う必要のない区域指定」を解除し、日本脳炎ワクチン定期接種開始 ・B型肝炎ワクチン定期接種開始
平成31年2月1日	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行 風しん追加対策として、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者として追加
平成31年4月	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行(平成31年3月20日) ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種について、各当該年度に65歳から100歳まで5歳刻みの年齢になる者、平成31年度中においては100歳以上の者に対する定期接種開始(5年間の時限措置)

令和元年 8 月	・ 滝川市風しん追加対策(風しん第 5 期定期予防接種)の開始
令和元年 10 月	・ 予防接種・ワクチン分科会の審議において、ロタウイルスワクチン定期接種化について了承
令和元年 12 月	・ 厚生労働省健康局事務連絡「風しんの追加対策に係る令和 2 年度の対応について」 「クーポン券の利用率及び風しん発生状況を踏まえ、令和元年度及び 2 年度の対象でない世代(昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日生まれの男性)への積極的なクーポン送付と、年度当初から利用できるよう 3 月中に対象者に届くよう準備すること」に則り令和 2 年度対象者の拡大し準備を行った
令和 2 年 10 月	・ 異なるワクチンの接種間隔の見直し等予防接種実施要領改正 ・ ロタウイルスワクチン定期接種開始
令和 4 年 4 月	・ 風しん追加的対策の目標期限を令和 7 年 3 月末まで延長、風しん追加的対策の実施率の向上策について(令和 4 年 4 月 20 日厚生労働省健康局健康課長通知)により追加の実施率向上の取組を定め要請。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチン定期予防接種の積極的な勧奨の差し控えを止め、個別勧奨を再開 - 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に従来の定期接種対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種及び既に任意で接種を受けた者への接種費用の償還払いを実施(令和 7 年 3 月末まで)
令和 5 年 4 月	・ 四種混合ワクチンの標準的な接種開始時期を生後 2 か月に変更。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種に 9 価ワクチン追加。 9 価ワクチン 2 回接種の定期接種化
令和 6 年 4 月	・ 新型コロナウイルス感染症を予防接種法第 2 条第 3 項第 3 号に基づく B 類疾病に位置づける。 ・ ヒブ感染症の定期予防接種において沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを、小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンをそれぞれ使用可能とする。 ・ 高齢者肺炎球菌予防接種の特例措置が終了し、対象者が 65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者となる。接種済の場合は、対象外となる。

(2) 令和5年度感染症関連の動向と対応について

1) 警報関係

インフルエンザ等、各種感染症の注意報、警報発令について公式ホームページにて市民にお知らせし、注意喚起を行った。

令和5年11月9日	インフルエンザ 注意報	第44週 17.17 (全道 24.68)
令和5年11月30日	インフルエンザ警報	第47週 32.33 (全道 51.9)
令和5年12月28日	咽頭結膜熱警報	第51週 11 (全道-)
令和6年3月7日	インフルエンザ注意報	令和6年第9週 15.5 (全道-)

2) 予防接種関連の通知・対応

① 国通知

- 令和5年5月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について」
- 令和5年5月18日厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡
「麻しんの国内における感染伝播事例を踏まえた麻しんの定期の予防接種の勧奨等について」
- 令和5年7月21日厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡
「予防接種基礎講座の実施及び動画配信についてのお知らせ」
○国より周知依頼あり、予防接種受託医療機関に対し周知した。
- 令和5年11月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」
 - ・ 特例臨時接種を令和5年度末で終了とする
 - ・ 令和6年度以降は、予防接種法B類疾病と位置付けた上で、同法に基づく定期接種として実施する。
 - ・ 定期接種のスケジュールは年1回、接種のタイミングは秋冬とする。
 - ・ 用いるワクチンについては、様々なモダリティのワクチンの開発状況も考慮しつつ、有効性、安全性、費用対効果等を踏まえ検討する。
- 令和5年12月12日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種について」
 - ・ 引き続き安定的に供給できる見込み
 - ・ 円滑な接種について貴管内関係者との連携に努めること。

- 令和5年12月12日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」
- ・ 令和3年1月から日本脳炎ワクチンを製造販売するビゲン及びKMBの両社が限定出荷を実施し、令和5年1月両社とも限定出荷を解除し安定的供給の目途がたったが、令和3年度に接種を待った者など接種が十分に進んでいないことが懸念されることから、引き続き円滑な接種実施のための必要な対応を講じること。
- 令和6年1月5日に令和5年度に6歳及び5歳となる未接種者に対し、ハガキで接種勧奨を実施。
- 令和6年1月16日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの製造販売者による自主回収への対応について」
- ・ 武田薬品工業株式会社から、麻しんウイルス価が有効期間内に承認規格を下回るロットが確認され、自主回収が行われることとなったことに伴う周知、協力の要請。
- 市ホームページにて周知。
- 令和6年3月29日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部 感発 0329 第1号
「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について」
- 令和6年3月29日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部 感発 0329 第2号
『「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について』
- ・ 令和6年4月1日より、五種混合及び小児用肺炎球菌（15価）、及び新型コロナウイルス感染症ワクチン定期接種化されたもの。

② 北海道通知

- 令和5年10月24日付滝川保健所健康推進課事務連絡
「百日咳様の症状を呈する急性呼吸器感染症例の発生に伴う注意喚起について」
- 市内小学校、幼稚園、保育所に注意喚起を行うとともに、市ホームページにて周知をした。

③市の対応等

- 令和5年4月6日風しん抗体検査・予防接種クーポン券の有効期限の延期について
- 市発行の風しん抗体検査に係るクーポン券に記載の有効期限を令和6年2月28日まで引き延ばして活用できるようにするもの。風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種受託医療機関に対し、FAXで通知した。
- 令和5年4月11日ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票の配布について
- 令和5年4月1日より9価ワクチンが定期接種化されたことに伴い、予診票など関係書類を予防接種受託医療機関に対し配布した。
- 令和5年9月21日高齢者のインフルエンザ予防接種の実施期間の拡充及び実施に関する調査について
- インフルエンザ予防接種実施期間を11月1日～1月31日まで拡充したことの通知。
- インフルエンザ予防接種の実施医療機関について市への問い合わせが多数あることから、市ホームページに実施医療機関を掲載し周知を図ることを目的に、実施状況及びホームページ掲載意向調査を実施した。
- 掲載許可をいただいた医療機関について、インフルエンザワクチン実施期間（10月から1月）に、市ホームページにて掲載した。

(3) 未接種者勧奨方法について

対象ワクチン	勧奨時期・方法
四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌	・ 出生児配付用たきかわっこファイルによる周知 ・ 新生児訪問による説明 ・ 乳幼児健診、相談にて接種状況確認と以降の接種スケジュール確認 ・ 四種混合については、9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封、健診当日未接種者に勧奨
B C G	・ 9～10か月児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、1か月後に接種状況確認し再勧奨
水痘	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 2歳児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し、再勧奨
M R 1 期	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し再勧奨
M R 2 期	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末未接種者最終勧奨
二種混合	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末 未接種者最終勧奨
日本脳炎	・ 出生届出時に配布するたきかわっこファイルに問診表を封入し周知 ・ 定期接種開始対象児（3歳）に対し、3歳児健診案内と合わせて個別通知 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨ちらしを同封 ・ 年度初、定期接種第2期対象児（9歳）に対し、個別通知 ・ 年度初、特例対象者18歳に対し、個別通知
ヒトパピローマウイルス感染症	・ 年度初、定期接種及びキャッチアップ接種の未接種者に対し、個別通知
風しん第5期	・ 令和5年4月抗体検査未実施者に対し、新たにクーポンを作成し送付 令和6年2月28日まで有効
高齢者肺炎球菌	・ 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者の未接種者に対し、個別通知 ・ 新たに60～64歳の対象者となる者に対し、個別通知

(4) 予防接種の間違い報告について

○市内医療機関において、定期予防接種については発生なし

(任意予防接種は小児のインフルエンザワクチンの接種対象年齢の間違いの相談 1 件あり)

○健康被害

新型コロナウイルスワクチン接種後後遺症と診断を受けた市民(60代男性)から令和6年4月30日予防接種健康被害救済制度申請を受理。

滝川市予防接種健康被害調査委員会(書面会議)を開催(意見集約6月4日)。

今後、厚生労働省へ進達する。

(参考)「令和5年度予防接種の間違い報告について」

北海道感染症対策課予防接種担当課による令和5年度の北海道の調査結果

間違いの様態	間違い件数
1. 接種するワクチンの種類を間違えてしまった。(2. を除く)	8
2. 対象者を誤認して接種してしまった。	2
3. 不必要な接種を行ってしまった(ただし任意接種だとしても、医学的に妥当な説明と同意に基づくものであれば含めない)	33
4. 接種間隔を間違えてしまった。(間隔を短くしてしまったあるいは長くしてしまった)	85
5. 接種量を間違えてしまった。	2
6. 接種部位、投与方法を間違えてしまった。	1
7. 接種器具の扱いが適切でなかった。(8. を除く)	0
8. 既に他の対象者に使用した針を使う等、接種器具の適切でない取扱いのうち、血液感染を起こしうるもの。	0
9. 期限の切れたワクチンを使用してしまった。	11
10. 凍らせてしまう、冷蔵されていなかった等、不適切な保管をされていたワクチンを使用してしまった。	1
11. その他	10